

**令和5年度第1回**

**さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク**

**資 料**

**令和5年7月**

**さいたま市**

# 目 次

## 1 市長部局の取組について

- (1) 令和5年度 青少年健全育成事業の取組（子ども政策課）・・・・・・・・・・ 1
- (2) 令和4年度児童いじめ相談受付件数（南部児童相談所）・・・・・・・・・・ 2

## 2 教育委員会の取組について

- (1) 市立学校のいじめの現状について（指導2課）・・・・・・・・・・ 3
- (2) 市立学校のいじめ防止等に向けた取組について（指導2課）・・・・・・・・ 4
- (3) さいたま市の教育相談体制について（総合教育相談室）・・・・・・・・・・ 6

## 3 参考資料

- (1) さいたま市いじめ防止対策推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- (2) さいたま市いじめ防止基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- (3) さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク規則・・・・・・・・・・ 3 3
- (4) さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク運営要綱・・・・・・・・ 3 4

# 1 市長部局の取組について

子ども政策課資料

## 令和5年度 青少年健全育成事業の取組

月	日(曜)	内 容	会 場 等
6	3(土)	青少年育成さいたま市民会議 定期総会	産業文化センター ホール
＜青少年の非行・被害防止全国強調月間＞			
7	12(水)	青少年健全育成研修会(講演) 講師:さいたま市立大久保小学校校長 内野 多美子 氏 演題:さいたま市の教育と青少年健全育成について	産業文化センター ホール
	23(日)	浦和まつり青少年育成巡回活動	浦和区中山道周辺
	25(火)	<b>第1回 いじめのないまちづくりネットワーク会議</b>	ときわ会館 501会議室
	夏季青少年育成巡回活動		各地区で実施
8	上旬	大宮夏まつり青少年育成巡回活動	大宮駅周辺
	20(日)	岩槻まつり青少年育成巡回活動	岩槻人形博物館周辺
	24(木)	いじめ防止シンポジウム	RaiBoC Hall 大ホール
＜子供・若者育成支援強調月間＞			
11	青少年健全育成非行防止キャンペーン		各地区で啓発品配布等
	16(木)	<b>第2回 いじめのないまちづくりネットワーク会議</b>	ときわ会館 501会議室
12	10(日)	十日市青少年育成巡回活動	武蔵一宮氷川神社参道周辺
	12(火)	十二日まち青少年育成巡回活動	調神社周辺
	17(日)	青少年の主張大会	産業文化センター ホール
	下旬	年末青少年育成巡回活動	各地区で実施
1	8(月)	二十歳の集い	さいたまスーパーアリーナ
2	24(土)	第22回青少年育成推進大会	産業文化センター ホール

- ※その他
- 毎月第3金曜日「少年を非行から守る日」などに各地区で青少年育成巡回活動を実施
  - 大宮駅周辺環境浄化パトロールの実施 第3金曜日(年間7回)
  - いじめ防止のための啓発品の作成、配布
  - 児童センター、若者自立支援センター、グリーンライフ猿花キャンプ場の管理運営
  - 青少年の健全育成を目的とした団体への補助

## 令和4年度児童いじめ相談受付件数

○令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(件)

総件数	相談内容					いじめ相談の対応				
	いじめ	虐待	一般相談	他市	無言・いたずら	教育相談室を紹介	児童相談所を紹介	他機関を紹介	助言	その他
25	15	0	9	0	1	0	0	0	11	4

※「その他」の4件では、先方から切電の3件をカウント。

(件)

相談者別件数					
小学生	中学生	高校生	保護者	その他	不明
7	0	1	15	0	2

※「不明」は無言電話1件をカウント。

### 【児童相談所によるいじめ電話相談】

- ・平日 9:00 ～ 18:00
- ・電話 048-762-7926(児童相談所内)

## 2 教育委員会の取組について

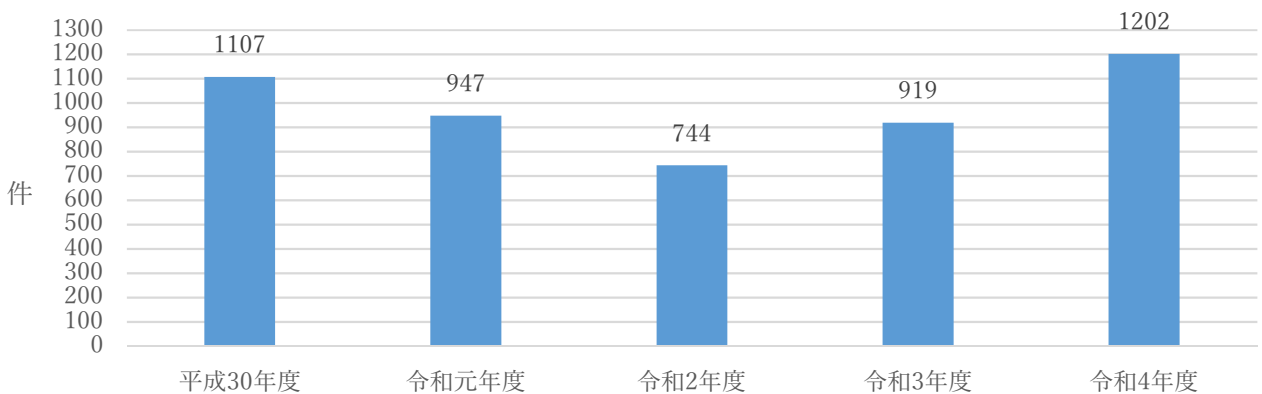
### 市立学校のいじめの現状について

#### 【いじめの定義】

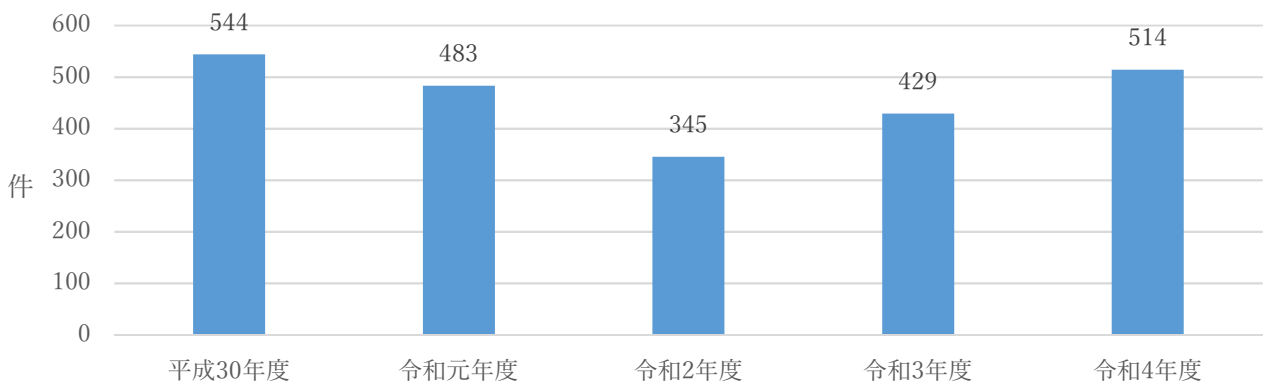
「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

＜いじめ防止対策推進法 第2条 第1項＞

さいたま市 いじめの認知件数【小学校】



さいたま市 いじめの認知件数【中学校】



#### 【高等学校】(件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
さいたま市	2	3	1	2	4

#### 【特別支援学校】(件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
さいたま市	0	0	0	0	0

※令和4年度については速報値  
 ※データは市独自調査による

# 市立学校のいじめの防止等に向けた取組について

## 1 いじめの防止に係る主な取組

### (1) 児童生徒の主体的な活動

#### ア いじめ防止シンポジウム

##### (ア) 趣旨

- ・市内小・中・高等・中等教育・特別支援学校の児童生徒代表、大学生、教職員、保護者、地域団体、関係行政機関が一堂に会し、市を挙げて、いじめを起こさせない、見逃さない環境づくりについて考える。

##### (イ) 開催日 令和4年8月24日（水）

##### (ウ) 開催方法

- ・レイボックホールに参集しての参加と、会場の発表やパネルディスカッションの様子をリアルタイムに、YouTube にて限定配信のハイブリット型で開催した。

##### (エ) 内容

- ・いじめ防止に向けた取組の発表
- ・令和3年度全国いじめ防止サミット参加報告
- ・弁護士による講演
- ・会談（教育長、代表児童生徒、弁護士）

##### (オ) 参加者 約850人

##### (カ) 成果

参加者の感想からは、「いじめがいけないとはわかっているけど、じっくりと考えたことはありませんでしたが、シンポジウムに参加することで深く考えることができました。」「いじめの認識の違いは簡単にはなくならないと思うが、一人ひとりが少しでもいじめについて考えることで変えることができると思いました。」「防犯ボランティアをしているが、日々活動している中でも、このようにいじめ防止活動にほんの少しでも役立っているとわかりました。」というご意見をいただいた。

## イ さいたま市子ども会議

(ア) 開催日 令和4年 8月 5日 (金) 実施

(イ) 目的

- ・代表生徒が一堂に会し、各校の取組について情報共有し、振り返ることを通して、いじめ防止に向けた話し合いを行う。

(ウ) 参加者

- ・ブロック会議 . . . 市立各中学校区の代表児童生徒
- ・さいたま市子ども会議 . . . 市立各小・中・中等教育学校の代表生徒 (1名)

(エ) 成果

- ・各中学校区ブロック会議で、「いじめを自分事として考える」をテーマに、自分たちに何ができるかを考え、各校の取組について情報交換をした。
- ・各校の取組について、成果を共有し、課題を1つでも解消するためにどんな取り組み方が必要か、代表生徒同士で話し合うことができた。いじめは誰でも当事者になる可能性があることを確認し、「いじめを自分事として考えるために」何ができるのかについて検討することができた。

### ※令和5年度の予定

- ・さいたま市子ども会議

期日：令和5年8月4日 (金) 13:00～16:00

会場：大宮国際中等教育学校 体育館アリーナ

※市立各小・中・中等教育学校代表児童生徒

- ・いじめ防止シンポジウム

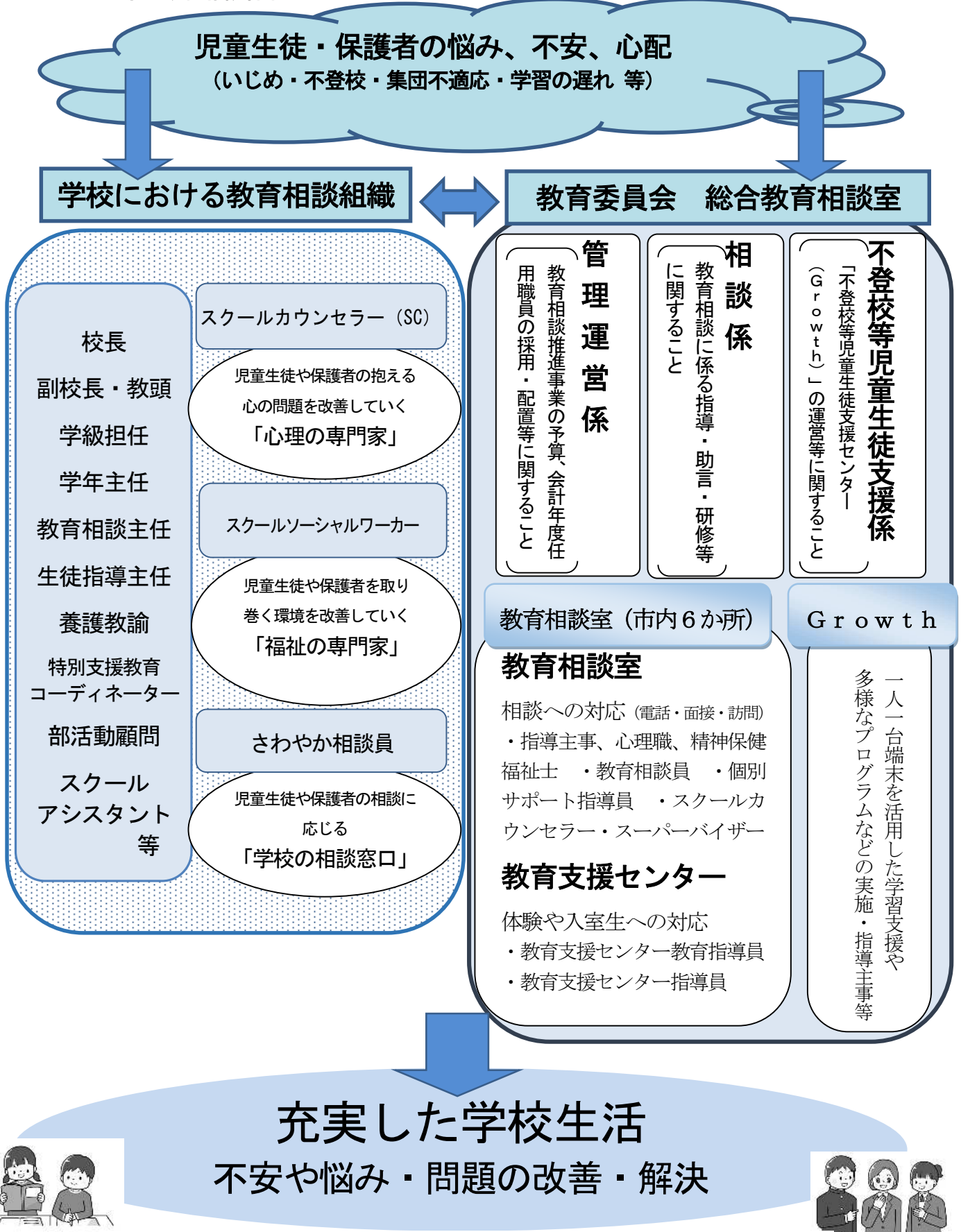
期日：令和5年8月24日 (木) 9:30～11:30

会場：Ra i B o C H a l l 大ホール

(2) 学校が実施するじめの撲滅に向けた主な取組

- ・校長等による講話
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- ・「簡易アンケート」等の実施
- ・児童会・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーン等の展開
- ・いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・いじめ撲滅強化月間の取組 (6月1日から6月30日)

さいたま市の教育相談体制について



※令和4年度より、不登校等児童生徒支援センター（Growth）を設置しました。



## 1 教育相談室

さいたま市では、北、堀崎、あいぱれっと、岸町、美園、岩槻の6か所の教育相談室を設置し、市内に在住・在学する幼児から高校生及びその保護者を対象として、学校生活に関わる様々な相談を受けるとともに、児童生徒への支援方法について教職員に助言をし、子どもの健全育成を目指している。

### 【教育相談室における主な活動内容】

#### 〈教育相談全般〉

学校生活にかかわる不安や悩みのある児童生徒やその保護者への教育相談及び児童生徒への支援方法を教職員に助言する。

- (1) 面接相談、電話相談及び訪問相談を行う。
- (2) 教育支援センター（「はばたき」「ステップ」「あおぞら」「はぐくみ」「かけはし」「たいよう」）  
様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、社会的自立を目指した支援を行う。
- (3) 幼児（年中・年長児）のことばの相談  
正しい発音が難しい、話し方が幼い等、言語に関する相談や言語指導を未就学児及びその保護者に行う。
- (4) 専門医による教育相談  
精神科医による教育相談を年8回程度実施する。
- (5) 関係機関との連携  
相談活動を効果的に進めるため、必要に応じて情報提供を行う。

#### 〈学校コンサルテーション〉

- (1) 学校訪問による教育相談、学級経営を支援する教育相談を行う。
- (2) 日頃から児童生徒の心の問題について、早期の問題発見や適切な対応を図るため、学校や家庭と連絡を密にとり、教職員や保護者との共通理解を図る。

#### 〈その他〉

- (1) 災害や事件・事故発生時における児童生徒及び保護者の心のケアをする。
- (2) 大きなストレスを受けた児童生徒一人ひとりをよく観察して、その心の状態を理解し、実態に即した心のケアをする。

## 2 教育支援センター

各教育相談室には、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、社会的自立を目指した相談・指導を行う教育支援センターがある。

教育相談員と相談を進める中で、入室が効果的だと判断される場合、保護者、学校と協議の上、学校からの申込みにより入室となる。

教育支援センターでは、教育相談員と指導員等が連携を図りながら、相談・支援を行い、児童生徒の生活リズムを整えさせながら、個別または小集団の活動を通して、集団生活への適応力や自立心を養う。

名 称	住 所	電話・FAX
北教育相談室 教育支援センター 「はばたき」	〒331-0823 北区日進町2-1915-1 (つばさ小学校体育館2階)	TEL 048-661-0050 FAX 048-653-4729
堀崎教育相談室 教育支援センター 「ステップ」	〒337-0052 見沼区堀崎町48-1 (さいたま市職員研修センター1階)	TEL 048-688-1414 FAX 048-688-1464
あいぱれっと教育相談室 教育支援センター 「あおぞら」	〒330-0071 浦和区上木崎4-4-10 (さいたま市子ども家庭総合センター3階)	TEL 048-711-5433 FAX 048-711-5672
岸町教育相談室 教育支援センター 「はぐくみ」	〒330-0064 浦和区岸町6-13-15 (さいたま市立教育研究所1階)	TEL 048-838-8686 FAX 048-866-4353
美園教育相談室 教育支援センター 「かけはし」	〒336-0967 緑区美園4-19-1 (美園コミュニティセンター3階)	TEL 048-711-7215 FAX 048-711-7915
岩槻教育相談室 教育支援センター 「たいよう」	〒339-8585 岩槻区本町3-2-5 (ワッツ東館4階)	TEL 048-790-0227 FAX 048-790-0257

## 3 不登校等児童生徒支援センター「Growth」

「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」では、病気や不登校等で長期欠席をしている児童生徒に対して、学ぶ楽しさや喜びを実感できる機会（学びのチャンス）を提供する。一人一台情報端末を活用した学習支援や多様なプログラムなどを実施し、不登校等児童生徒の社会的自立を目指している。

さいたま市見沼区堀崎町48-1 電話（048-688-1453）

#### (1) 「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」の利用方法

- ① Growthの利用を希望する児童生徒の保護者は、会場説明会に参加またはオンライン説明動画を視聴する。
- ② 保護者はGrowthのホームページ上にある申込フォームから申し込みをする。また、保護者は在籍校の校長に「利用申込書」を提出する。
- ③ 校長は、保護者から提出された利用申込書を確認し、総合教育相談室長宛てに送付する。

※児童生徒は、申込の翌月から利用を開始することができる。

※詳細については、ホームページを参照のこと。

#### 4 その他の取組

- (1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員の配置及び派遣  
→学校教育相談体制の充実を図るための支援を行う。※別紙1参照
- (2) スクールカウンセラースーパーバイザーの配置及び活用  
→緊急事案への対応とともに、スクールカウンセラーの教育相談活動等に対し、指導・助言を行う。
- (3) 個別サポート指導員の配置及び派遣  
→生徒指導等で課題のある児童生徒に対して、相談及び様々な教育活動への支援を行う。
- (4) さいたま市24時間子どもSOS窓口の設置(0120-0-78310)  
→子どもに関する悩み等について、24時間体制で児童生徒や保護者の電話相談を行う。
- (5) さいたま市SNSを活用した相談窓口の設置  
以下の期間中、毎日実施  
4月21日～ 5月10日、 6月 1日～ 6月10日  
7月 1日～ 7月10日、 8月 1日～ 8月10日  
8月24日～ 9月10日、 10月 1日～10月10日  
11月 1日～11月10日、 12月 1日～12月10日  
12月24日～ 1月10日、 2月 1日～ 2月10日  
3月 1日～ 3月10日  
→さいたま市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に、SNSを活用した相談を行う。  
※詳細は、年度初めに配付するリーフレットを参照。
- (6) 院内学習室  
→さいたま市立病院に入院している児童生徒に対して、退院して学校に登校する際の不安を和らげるため、院内学習室において、学習支援や相談を行う。

<p><b>スクールカウンセラー</b></p>	<p><b>全市立学校配置</b></p>
<p><b>配置の目的</b></p>	<p><b>職務内容</b></p>
<p>いじめ、不登校等、児童生徒の心の問題の重要性にかんがみ、教職員又は保護者への相談・助言及び児童生徒のカウンセリング等を行い、健全な児童生徒の育成を図るため、心理や発達課題に関して、高度に専門的な知識・経験を有する、スクールカウンセラーを配置する。</p>	<p>(1) 児童生徒又は保護者へのカウンセリングに関すること。                  (2) 教職員や保護者に対する相談・助言に関すること。                  (3) アセスメントのための心理検査（WISC検査等）に関すること。                  (4) 教職員と協働した発達課題に対する個別及び集団への予防、開発的な指導・助言に関すること。                  (5) 校内のいじめ対策委員会に関すること。                  (6) その他、教育委員会が必要と認める業務に関すること。</p>
<p><b>スクールソーシャルワーカー</b></p>	<p><b>小学校配置 中・高等・中等教育・特別支援学校は要請による派遣</b></p>
<p><b>配置の目的</b></p>	<p><b>職務内容</b></p>
<p>いじめ、不登校、暴力行為、子どもの貧困、児童虐待、ヤングケアラーなどの課題に対し、教育分野に関する知識並びに福祉等の専門的な知識及び技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行い、健全な児童生徒の育成を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置する。</p>	<p>(1) 問題を抱える児童生徒等が置かれた環境への働き掛けに関すること。                  (2) 児童・保護者、教職員等に対する相談、情報提供等の支援に関すること。                  (3) 要請を受けた中・高等・中等教育・特別支援学校における生徒・保護者、教職員等に対する相談、情報提供等の支援に関すること。                  (4) 学校内におけるチーム体制の構築、連携及び調整に関すること。                  (5) 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。                  (6) 教職員研修等への指導及び助言に関すること。                  (7) 校内のいじめ対策委員会に関すること。                  (8) その他、教育委員会が必要と認める業務に関すること。</p>
<p><b>さわやか相談員</b></p>	<p><b>中学校配置 小学校は要請による派遣</b></p>
<p><b>配置の目的</b></p>	<p><b>職務内容</b></p>
<p>いじめ、不登校等、児童生徒の心の問題の重要性にかんがみ、児童生徒・保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域との連携を図り、健全な児童生徒の育成を図るため、さわやか相談員を配置する。</p>	<p>(1) 配置中学校・中等教育学校の生徒・保護者の相談及び支援に関すること。                  (2) 要請を受けた配置中学校区の小学校における児童・保護者の相談及び支援に関すること。                  (3) 学校・家庭及び地域との連携に関すること。                  (4) いじめ、不登校児童生徒等への対応に関すること。                  (5) 相談活動における教職員との連携に関すること。                  (6) 校内のいじめ対策委員会に関すること。                  (7) その他、教育委員会が必要と認める業務に関すること。</p>

## 令和5年度「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」概要

令和4年4月に新たに、総合教育相談室に「不登校等児童生徒支援係」を設置し、「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」を開設した。「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」では、不登校や病気等で長期欠席している児童生徒（令和3年度1634名）に対し、さいたま市GIGAスクール構想において配備した1人1台端末等を活用し、オンラインでの授業・学習支援等を行う。また、希望者が実際に集まり、体験活動やオフ会を行う。

令和5年度、Growthは令和5年度は指導主事7名と専門職3名の計10名で運営し、今年度はさらにメタバース（インターネット上の仮想空間）やファブスペース（様々なデジタル工作機械や機器が置いてある場所・部屋）、学習コンテンツの利用、専門職による相談等、学習と相談支援体制を強化する。

### 1 設置目的

不登校や病気等で長期欠席している児童生徒が、オンライン授業を含めたICTを活用した学習支援や体験活動等を通して、学ぶ喜びや人とのつながりを実感し、社会的に自立していくことを目指す。

### 2 対象児童生徒

さいたま市立小・中・高等・中等教育学校における長期欠席者（継続的・断続的に学校へ通学できない状態が原則30日以上続いている児童生徒）のうち、主にオンラインでの学習を希望する者

### 3 事業概要

#### （1）ICTやメタバースを活用した学習支援の実施

- ・児童生徒の実態に応じた授業（国語、算数・数学、グローバル・スタディ等）の配信
- ・オンラインによる個別学習支援及び学習目標の設定などのサポート
- ・公共施設等の連携授業

#### （2）多様なプログラムの実施

- ・オンラインによるホームルームやオンラインレク等の実施
- ・日帰り体験活動（自然体験）・オフ会・他自治体との連携企画等の実施

#### （3）教育相談・サポート体制の充実

- ・市内6室の教育相談室と連携し、電話相談やオンライン相談等の実施
- ・学生ボランティア等の活用（学習支援・相談支援）

### 4 当面の予定

#### （1）学校への通知文の送付

4月3日（月）

「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」の説明会にかかわるリーフレットの配布

#### （2）Growth専用ホームページの開設

4月10日（月）に市ホームページと併せてGrowth専用ホームページに「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」の説明会案内等を掲載

#### （3）説明会の実施

- ・来場説明 4月18日（火）、5月17日（水）
- ・オンライン動画説明 4月19日（水）以降にHPに掲載

#### （4）授業配信等の予定

- ・オンラインホームルーム 4月6日（木）～5月2日（火）午前のみ
- ・オンライン授業開始 5月8日（月）
- ・体験活動等 7月、10月頃

5 参加状況

(1) 令和4年度(年間) 申込者数 235人

(2) 令和5年6月30日(金)現在

①会場説明会申込・参加人数

単位：人

	4月18日(火)	5月17日(水)	合計
参加人数	36	22	58

②オンライン説明会視聴回数について

単位：回

視聴回数	688
------	-----

③申込者数

単位：人

	小学校	中学校	合計
4月	35	78	113
5月	13	18	31
6月	9	15	24
合計	57	111	168

※令和4年度 同期間申込者数 96(人)

④オンラインホームルーム延べ参加状況

単位：人

	5月	6月	合計
小学校	597	990	1587
中学校	1312	1963	3275
合計	1909	2953	4862

⑤オンライン授業延べ参加状況

単位：人

	5月	6月	合計
小学校	154	255	409
中学校	328	479	807
合計	482	734	1216

### 3 参 考 资 料

## さいたま市いじめ防止対策推進条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関し、市等の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 基本理念 法第3条の基本理念をいう。
- (4) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 学校 法第2条第2項に規定する学校をいう。
- (6) 保護者 法第2条第4項に規定する保護者をいう。
- (7) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、施策を策定し、及び実施する。

- 2 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、いじめの防止等に関する機関、団体及び地域団体（次項において「機関等」という。）との連携を図るものとする。
- 3 市は、いじめの防止等のため、機関等と連携し、児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の健全育成に係る事業の充実に努めるものとする。
- 4 市は、いじめの防止等のための啓発活動を行い、市民のいじめの防止等に関わる意識の高揚を図るものとする。
- 5 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講じるものとする。
- 6 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

### (学校及び学校の教職員の責務)



第4条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、市民、市児童相談所その他の関係者との連携を図るものとする。

2 学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

(保護者の責務等)

第5条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市及びその保護する児童生徒が在籍する学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する市及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(児童生徒の役割)

第6条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、互いの人格を尊重するよう努めるものとする。

3 児童生徒は、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努めるものとする。

(市民及び地域団体の役割)

第7条 市民及び地域団体は、地域において、児童生徒の見守りその他児童生徒が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び地域団体は、市及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(さいたま市いじめ防止基本方針)

第8条 市は、法第12条の規定により、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、さいたま市いじめ防止基本方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定める。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の具体的な方針に関する事項
- (2) いじめの防止等に係る学校及び児童生徒の組織に関する事項
- (3) いじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応に関する事項
- (4) 重大事態への対処に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 市は、いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市は、いじめの防止等のためのより実効性の高い取組を実施するため、いじめ防止基本方針が、市の実情に即して機能しているかを点検し、必要があると認めるときは、これを見直すものとする。

(さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク)

第9条 市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下この条において「ネットワーク」という。）を設置する。

2 ネットワークは、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等に関する関係団体等の連携
- (2) 市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発
- (3) いじめ防止基本方針に定める内容の点検及び見直しに係る意見聴取
- (4) 市が実施するいじめの防止等に関する施策に対する専門的な見地からの助言

3 ネットワークは、委員30人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関して必要な事項は、

市長が別に定める。

(さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会)

第10条 市教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関する調査研究
- (2) いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び市教育委員会への提言
- (3) いじめの事案に関する調査（次号の調査を除く調査で委員会が調査する必要があると市教育委員会が認めるものに限る。）及び市教育委員会へのその結果の報告
- (4) 重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査（第7項において「重大事態等の調査」という。）及び市教育委員会へのその結果の報告

3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 市教育委員会は、委員会が重大事態等の調査を行うことが困難であると認めるときは、調査専門員を置いて当該重大事態等の調査を行わせることができる。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



# さいたま市いじめ防止基本方針

平成26年8月

さいたま市

(改定 令和元年7月)

## 目 次

1	はじめに	1
2	定義	1
	(1) いじめの定義	
	(2) 用語の意義	
	(3) いじめが「解消している」状態の定義	2
3	いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
4	いじめの防止等のための対策の具体的な方針	2
	(1) 市の責務	
	〔市長部局の責務〕	
	〔教育委員会の責務〕	
	(2) 学校及び学校の教職員の責務	
	(3) 保護者の責務等	
	(4) 児童生徒の役割	
	(5) 市民及び地域団体の役割	
5	いじめの防止等のための組織	5
	(1) 市長部局が設置する組織	
	(2) 教育委員会が設置する組織	
	(3) 学校及び学校の教職員が設置する組織	
	(4) 児童生徒で構成される組織	

6	いじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応	8
(1)	市の対応	
	〔市長部局の対応〕	
	〔教育委員会の対応〕	
(2)	学校及び学校の教職員の対応	
(3)	保護者の対応	
(4)	児童生徒の対応	
(5)	市民及び地域団体の対応	
7	重大事態への対処	10
(1)	市の対応	
	〔市長部局の対応〕	
	〔教育委員会の対応〕	
(2)	学校及び学校の教職員の対応	
(3)	保護者の対応	
(4)	児童生徒の対応	
(5)	市民及び地域団体の対応	
8	その他	11

## 1 はじめに

いじめは卑怯な行為であり、決して許される行為ではない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第4条の規定において、「児童等は、いじめを行ってはならない」と明記されている。

児童生徒は、社会の宝であり、希望である。次代を担う児童生徒が、心身ともに健やかで、心豊かに成長していくことはすべての市民の願いである。

さいたま市（以下「市」と呼ぶ。）は、これまでも、児童生徒の尊厳を保持するため、学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携し、市を挙げていじめの問題の克服に向けて取り組んできたところである。

このたび、法の施行を受け、市は、法第12条に基づき、さいたま市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）を制定し、いじめの防止等のための対策に関し、市等の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた。＜条例第1条＞

さいたま市いじめ防止基本方針（以下「方針」という。）は、条例第8条に基づき、いじめ撲滅に向けた市全体の機運を高め、いじめの防止等のための対策について、市を挙げて、総合的かつ効果的に一層推進するために定めるものである。

## 2 定義

### （1）いじめの定義

＜法第2条第1項＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （2）用語の意義

＜条例第2条＞

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 基本理念 法第3条の基本理念をいう。
- (4) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 学校 法第2条第2項に規定する学校をいう。
- (6) 保護者 法第2条第4項に規定する保護者をいう。
- (7) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

学校については、法と同様の内容を定めた宣言的規定は上記のとおりであるが、学校の設置者としての権限及び責任が及ぶ範囲は、さいたま市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「市立学校」と呼ぶ。）である。

なお、方針において市立学校を指す場合は、本文中に注を加えている。

### (3) いじめが「解消している」状態の定義

平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめが「解消している」状態について明記された。以下は、その抜粋である。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

<法第3条>

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 4 いじめの防止等のための対策の具体的な方針

児童生徒のいじめを防止するためには、基本理念を踏まえ、市長部局、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、児童生徒、市民及び地域団体が、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る」という認識をもち、それぞれの責務及び役割を自覚し、一体となっていじめの防止等のための対策を推進することが重要である。

以下、それぞれの責務及び役割について示す。



## (1) 市の責務

### <条例第3条>

- 1 市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、施策を策定し、及び実施する。
- 2 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、いじめの防止等に関する機関、団体及び地域団体（次項において「機関等」という。）との連携を図るものとする。
- 3 市は、いじめの防止等のため、機関等と連携し、児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の健全育成に係る事業の充実に努めるものとする。
- 4 市は、いじめの防止等のための啓発活動を行い、市民のいじめの防止等に関わる意識の高揚を図るものとする。
- 5 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講じるものとする。
- 6 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

### 〔市長部局の責務〕

- ア 市長部局は、方針に基づき、関係機関・団体等との連携強化を図り、市を挙げていじめの防止等のための施策を総合的に推進する。
- イ 市長部局は、学識経験者や関係機関・団体の代表者による組織を設置し、いじめの防止等のための必要な施策の充実に努めるものとする。
- ウ 市長部局は、市民に広く、いじめの防止等の取組についての理解を促すよう、あらゆる機会をとらえて普及啓発を推進する。
- エ 市長部局は、児童生徒が健やかにたくましく育つことができるよう関係機関・団体等と連携し、児童生徒が活躍できる場や機会の充実に努めるものとする。
- オ 市長部局は、児童生徒が安心して健やかに暮らせるまちづくりに必要な施策の充実に努めるものとする。

### 〔教育委員会の責務〕

次のク、コ、サ及びシの学校は、市立学校を指す。（カからシまでは教育委員会の職務権限の範囲）

- カ 教育委員会は、いじめは絶対に許されないという認識の下、関係機関・団体との連携強化を図り、教育委員会の組織を挙げていじめの防止等のための具体的な施策を推進する。
- キ 教育委員会は、学識経験者や関係機関・団体の代表者による組織を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行う。
- ク 教育委員会は、学校におけるいじめの防止等の取組について情報を発信し、いじめの防止等のための普及啓発を推進する。
- ケ 教育委員会は、いじめの実態や状況を把握するための調査研究を行い、施策の改善を図る。
- コ 教育委員会は、児童生徒が安心して安全な学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に授業や行事に参加し、活躍できる学校づくりを推進する。
- サ 教育委員会は、いじめ発生の報告を受けた際は、学校を支援し、共にいじめの問題の解決に取り組む。

シ 教育委員会は、児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行い、学校がいじめに適切に対応できるよう、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。

## (2) 学校及び学校の教職員の責務

<条例第4条>

- 1 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、市民、市児童相談所その他の関係者との連携を図るものとする。
- 2 学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

次のアからクまでの学校は、市立学校を指す。

- ア 学校及び学校の教職員は、法の定める「いじめの定義」を正しく理解し、児童生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- イ 学校及び学校の教職員は、いじめに係る情報を抱え込むことなく、学校いじめ対策組織に報告を行い、組織的に対応する。
- ウ 学校及び学校の教職員は、いじめを発見したら何が何でも児童生徒を守りぬくという強い決意と態度で対応する。
- エ 学校及び学校の教職員は、学校いじめ防止基本方針を定め、いじめの防止等のための取組を実施する。
- オ 学校及び学校の教職員は、保護者、地域、専門的知識を有する者等からなるいじめの防止等のための組織を設置する。
- カ 学校及び学校の教職員は、児童生徒のいじめの問題に対する意識を高めるとともに、豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図る。
- キ 学校及び学校の教職員は、児童会、生徒会において、児童生徒が主体的にいじめの防止等のために取り組むことができる活動の場を設定する。
- ク 学校及び学校の教職員は、学校いじめ防止基本方針及びいじめの防止等のための取組が機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

## (3) 保護者の責務等

<条例第5条>

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、市及びその保護する児童生徒が在籍する学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する市及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

ア 保護者は、学校での指導と連携して、家庭において、いじめは絶対に許されないことをしっかりと子どもに教育するよう努める。

イ 保護者は、子どもに声をかけ、子どもの話をよく聴き、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

ウ 保護者は、家庭において、子どもに、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規則正しい食事や睡眠をとらせるなど心の安定を図るよう努める。

#### (4) 児童生徒の役割

<条例第6条>

- 1 児童生徒は、いじめを行ってはならない。
- 2 児童生徒は、互いの人格を尊重するよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努めるものとする。

ア 児童生徒は、いじめを発見したら、勇気をもって、そのことをまわりの大人に知らせるとともに、止めるよう努める。

イ 児童生徒は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するよう努める。

ウ 児童生徒は、お互いを認め合える人間関係づくりに努める。

#### (5) 市民及び地域団体の役割

<条例第7条>

- 1 市民及び地域団体は、地域において、児童生徒の見守りその他児童生徒が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 市民及び地域団体は、市及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

ア 市民及び地域団体は、いじめは絶対に許されないという意識をもち、児童生徒を温かく見守り、心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努める。

イ 市民及び地域団体は、児童生徒が地域住民とのつながりを深める行事や文化活動等を通して、児童生徒の社会性が育まれるよう努める。

ウ 児童生徒の健全育成に関わる関係機関・団体は、それぞれの活動の趣旨を踏まえ、地域団体と連携し児童生徒の健やかな成長を支援するよう努める。

### 5 いじめの防止等のための組織

#### (1) 市長部局が設置する組織（所管：子ども未来局子ども育成部子ども政策課）

<条例第9条>

- 1 市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下この条において「ネットワーク」という。）を設置する。
- 2 ネットワークは、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) いじめの防止等に関する関係団体等の連携
  - (2) 市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発
  - (3) いじめ防止基本方針に定める内容の点検及び見直しに係る意見聴取
  - (4) 市が実施するいじめ防止等に関する施策に対する専門的な見地からの助言
- 3 ネットワークは、委員30人以内をもって組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体の代表者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) 市職員
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## (2) 教育委員会が設置する組織（所管：教育委員会）

<条例第10条>

- 1 市教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) いじめの防止等に関する調査研究
  - (2) いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び市教育委員会への提言
  - (3) いじめの事案に関する調査（次号の調査を除く調査で委員会が調査する必要があると市教育委員会が認めるものに限る。）及び市教育委員会へのその結果の報告
  - (4) 重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査（第7項において「重大事態等の調査」という。）及び市教育委員会へのその結果の報告
- 3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体の代表者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) 市職員
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 市教育委員会は、委員会が重大事態等の調査を行うことが困難であると認めるときは、調査専門員を置いて当該重大事態等の調査を行わせることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

## (3) 学校及び学校の教職員が設置する組織 <条例第8条第2項第2号>

前文及びアの学校は、市立学校を指す。

学校及び学校の教職員は、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に

行うため、いじめ対策委員会を設置する。構成員、所掌事務は以下のとおりとする。

ア 構成員

当該学校の校長・複数の教職員、保護者、地域、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、その他の関係者

イ 所掌事務

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ② さいたま市学校いじめ防止プログラムの実行・検証・修正
- ③ 校内研修の企画・年複数回の実施
- ④ P D C A サイクルの実行による学校基本方針の見直し

(イ) 教職員の共通理解と意識啓発

(ウ) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

(エ) 個別面談やいじめの相談・通報窓口の集約

(オ) いじめやいじめが疑われる行為、児童生徒の問題行動などの情報の収集と記録、共有

(カ) いじめであるか否かの判断

(キ) いじめ事案への組織的対応

- ① いじめの被害児童生徒に対する支援体制と対応方針の決定
- ② いじめの加害児童生徒に対する指導体制と対応方針の決定

(ク) 保護者との連携

(ケ) 構成員の決定

(コ) 重大事態への対応

(サ) (ア)～(コ)に掲げるもののほか、いじめの防止等に関する事項

(4) 児童生徒で構成される組織 <条例第8条第2項第2号>

次のア及びイの学校は、市立学校を指す。

ア 中学校区の小・中学校を代表する生徒が、さいたま市子ども会議（条例第6条第3項）を開催し、いじめ撲滅に向けた話し合いを行い、話し合いの結果を提言する。

(ア) 構成員

中学校区の代表生徒

(イ) 役割

いじめ撲滅に向けた話し合い及び提言の策定

イ 児童生徒は、いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進するため、校内子どもいじめ対策委員会を組織する。

(ア) 構成員

児童会役員（生徒会役員）、各委員会の代表等

(イ) 役割

いじめ撲滅に向けた話し合い、学校への提言、提言した取組の推進

## 6 いじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応 <条例第8条第2項第3号>

市長部局、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、児童生徒、市民及び地域団体は、いじめは気付きにくく、判断しにくい形で行われることもあるという観点に立ち、児童生徒が発する些細な変化を見逃さず、いじめへの適切かつ迅速な対応を行い、いじめの解決に向けて、組織的に取り組むことが重要である。

### (1) 市の対応

#### 〔市長部局の対応〕

次のウの学校は、市立学校を指す。

- ア 市長部局は、市を挙げていじめの問題に取り組むため、いじめの問題に対する市民の意識が高まるよう啓発活動を行うとともに、相談しやすい体制を整える。
- イ 市長部局は、児童生徒の些細な変化を把握し、適切かつ迅速な対応ができるよう、いじめの防止等に関係する機関・団体及び地域との連携を図る。
- ウ 市長部局は、いじめの防止等に関係する機関・団体及び地域がそれぞれの機能を生かしながら、学校と連携し、いじめの解決を図るために協力する。
- エ 市長部局は、いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。

#### 〔教育委員会の対応〕

次のオ、カ、コ、シ、ス、セ、タの学校及びサの研究指定校は、市立学校を指す。  
(オからタまでは教育委員会の職務権限の範囲)

- オ 教育委員会は、各学校におけるいじめの早期発見と適切かつ迅速な対応に関する調査研究を実施するとともに、児童生徒が悩みを相談しやすい体制を整える。
- カ 教育委員会は、学校からのいじめに係る状況の報告を受けた場合、必要に応じて、学校への指導・助言を行う。
- キ 教育委員会は、教職員が危機的な状況にある児童生徒を発見し、適切に対応するための知識とスキルを身に付けるための研修等、必要な研修を実施する。
- ク 教育委員会は、児童生徒が主体的にいじめの防止等に取り組めるよう、子ども会議及びいじめ防止シンポジウムを開催する。
- ケ 教育委員会は、インターネット等を通じて行われるいじめに対して、ネット監視の専門会社に掲示板や携帯電話専用サイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを検索、監視、削除等を依頼し、早期発見と適切かつ迅速な対応ができるよう必要な体制を整備する。
- コ 教育委員会は、いじめの防止等のための手引きを作成し、学校に周知徹底を図るとともに、「いじめ撲滅強化月間」を設定し、各学校におけるいじめの防止等に向けた取組を推進する。
- サ 教育委員会は、生徒指導・教育相談体制研究指定校を指定し、いじめの防止等のための取組及び調査研究を行い、その成果の普及に努める。

- シ 教育委員会は、児童生徒の緊急対応のためのチームの設置、専門的な知識経験を有する非常勤職員の配置により、学校におけるいじめの防止等に向けた取組や、いじめへの対応を支援する。
- ス 教育委員会は、学校からの報告に基づき、専門的な知識を有する職員を派遣するなど、学校の組織的な対応や児童生徒の心のケアについて支援する。
- セ 教育委員会は、市民等から通報があった際には、学校へ連絡を行い、速やかに事実の確認と対応を指示するとともに、必要に応じて、職員を学校に派遣し、対応を行う。
- ソ 教育委員会は、「特別な教育的ニーズのある児童生徒」に対するいじめの防止等に向け、個々の特性や障害等に関する理解が得られ、切れ目ない支援が継続できるような取組を推進する。
- タ 教育委員会は、「外国人の児童生徒や外国につながる児童生徒」「性同一性障害や性的指向に係る児童生徒」「東日本大震災・原子力発電所事故に係る被災児童生徒」に対するいじめの防止等に向け、教職員への正しい理解を促進するとともに、学校が当該児童生徒に対するいじめの未然防止ができるような取組を推進する。

## (2) 学校及び学校の教職員の対応

次のアからオまでの学校は、市立学校を指す。

- ア 学校及び学校の教職員は、あらゆる教育活動を通して、児童生徒を見守り、アンケート等も活用しながら、面談等その他の必要な措置を講ずることにより、児童生徒の些細な変化を見落さず、いじめの早期発見に努めるとともに、記録をとり、情報の共有に資する。
- イ 学校及び学校の教職員は、市民等から通報があった際には、速やかに事実の確認と対応を行うとともに、必要に応じて、教育委員会へ報告する。
- ウ 学校及び学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒の安全確保を第一に優先し、正確な状況把握のもと、必要に応じて、関係機関・団体と連携しながら適切かつ迅速な対応を行う。
- エ 学校及び学校の教職員は、いじめを行った児童生徒に対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・団体と連携の下、毅然とした態度で指導する。その際、人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うという考えで指導し、その後の経過を見守る。
- オ 学校及び学校の教職員は、いじめの問題に係る校内研修を年に複数回実施し、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上を図る。

## (3) 保護者の対応

- ア 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、些細な変化に気付いた時には直ちに学校と連携するよう努める。
- イ 保護者は、自分の子どもがいじめの被害を受けたり、他の子どもがいじめの事実を把握したりした場合には、直ちに学校に情報提供するなどして、学校と連携協力しながら対応するよう努める。
- ウ 保護者は、自分の子どもがいじめの加害者となった場合は、学校に協力し、その解決を図るとともに、自分の子どもを指導するよう努める。

#### (4) 児童生徒の対応

- ア 児童生徒は、一人で悩みを抱え込まず、必ず周りの人に相談する。
- イ 児童生徒は、友達から相談されたときは、しっかりと話を聴く。
- ウ 児童生徒は、友達の深刻な悩みを知ったり、様子の変化に気づいたりし、自分たちだけで解決できないときは周りの人に相談する。
- エ 児童生徒は、いじめを発見したら、勇気をもって周囲の大人に知らせる。
- オ 児童生徒は、いじめを発見したら、勇気をもっていじめを止める。
- カ 児童生徒は、いじめを受けている友達がいたときは、声をかけ、力になる。

#### (5) 市民及び地域団体の対応

- ア 市民及び地域団体は、いじめを発見し、又はいじめが疑われる場合には、関係児童生徒に声をかけ、止めるよう努める。
- イ 市民及び地域団体は、いじめを発見し、又はいじめが疑われる場合には、学校等に通報するなど、情報の提供を行うよう努める。
- ウ 児童生徒の健全育成に関わる関係機関・団体は、地域団体と連携し機会を捉えていじめの問題に関する啓発活動を行うよう努める。
- エ 児童生徒の健全育成に関わる関係機関・団体は、地域団体と連携し巡回活動や地域の行事等において、児童生徒の様子を見守るよう努める。
- オ 児童生徒の健全育成に関わる関係機関・団体及び地域団体は、積極的に地域の学校と連携を図り、いじめの予防や早期発見、その他いじめに係る取組に協力するよう努める。

### 7 重大事態への対処 <条例第8条第2項第4号>

#### <法第28条>

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

ると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の

必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

法第28条にあるように、「重大事態」とは、いじめにより「生命、心身又は財産に



重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときをいう。

重大事態が発生した場合、市長部局、教育委員会、学校及び学校の教職員は、事実に真摯に向き合い、法や国の基本方針に則り、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づく対応を適切に実施する。その際、風評等により関係者に二次的被害が発生しないよう、十分に配慮を行う。また、保護者、児童生徒、市民及び地域団体は、その責務と役割に応じ、重大事態に係る調査に協力する。

次の（１）から（５）までは、市立学校への対応を指す。

#### （１）市の対応

ア 市長は、教育委員会からの重大事態発生の一報を受けた際、教育委員会に、適切かつ迅速な対応を実施するよう指示する。

イ 市長は、教育委員会からの重大事態についての調査結果の報告を受けた際、重大事態の再調査について、必要と認められるときは、第三者調査委員会（法第 30 条第 2 項）を設置し、法第 28 条第 1 項の規定による調査結果についての再調査を行うことができる。また、第三者調査委員会による調査を行った際には、その結果を議会に報告する。

##### 〔市長部局の対応〕

ウ 市長部局は、市長の指示を受けた際、速やかに第三者委員会を設置し、重大事態について調査を行い、調査結果を市長に報告する。

##### 〔教育委員会の対応〕

エ 教育委員会は、重大事態の疑いがあると判断した場合は、市長に一報する。また、職員を派遣し、的確な状況把握や学校への指示・支援を行う。

オ 教育委員会は、調査に当たっては、調査の主体を学校または教育委員会のどちらに置くかを判断する。

カ 教育委員会は、重大事態についての調査結果を市長に報告する。

#### （２）学校及び学校の教職員の対応

ア 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。）は、直ちに教育委員会に一報する。

イ 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

ウ 学校及び学校の教職員は、教育委員会の指示に基づき、適切かつ迅速な対応を組織的に実施する。

#### （３）保護者の対応

ア 保護者は、重大事態に係る調査に協力する。

#### （４）児童生徒の対応

ア 児童生徒は、重大事態に係る調査に協力する。

#### （５）市民及び地域団体の対応

ア 市民及び地域団体は、必要があれば、重大事態に係る調査に協力する。

### 8 その他

（１）市長部局、教育委員会は、方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを

行う。

(2) 市長部局、教育委員会は、いじめの防止等のための取組が機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 本方針は、市民に公表する。

さいたま市規則第171号

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年さいたま市条例第103号）第9条第7項の規定に基づき、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 ネットワークに委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、ネットワークを代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 ネットワークの会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 ネットワークの庶務は、子ども未来局において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、委員長がネットワークに諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市いじめ防止対策推進条例第9条第7項に基づき、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 ネットワークは、別表に掲げる関係機関等により構成する。

(会議の公開)

第3条 ネットワークの会議は、原則公開とする。ただし、ネットワークの決議により非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第4条 ネットワークの会議の傍聴を希望する者は、会場で受け付けをし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

2 傍聴の受付は先着順で行い、5人になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) ネットワークの会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なくネットワークの会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (5) その他、会場の秩序を乱し、ネットワークの会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

(事務局)

第5条 ネットワークの事務局は、子ども未来局子ども育成部青少年育成課に置く。

附則

この要綱は制定の日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表(第2条関係)

いじめのないまちづくりネットワーク関係機関等一覧

		団体名
1	学識経験者	国立大学法人 埼玉大学
2	関係団体	埼玉弁護士会
3	関係団体	さいたま市4医師会
4	関係団体	さいたま市自治会連合会
5	関係団体	さいたま市PTA協議会
6	関係団体	青少年育成さいたま市民会議
7	関係団体	さいたま市子ども会育成連絡協議会
8	関係団体	さいたま市民生委員児童委員協議会
9	関係団体	NPO法人 こころとまなびどっとこむ
10	関係団体	さいたま市体育協会
11	関係団体	株式会社 国大セミナー
12	関係団体	埼玉県公認心理師協会
13	関係団体	埼玉中央青年会議所
14	関係団体	さいたま商工会議所
15	関係団体	さいたま市社会福祉事業団
16	関係団体	さいたま市立小学校校長会
17	関係団体	さいたま市立中学校校長会
18	関係団体	さいたま市立高等学校校長連絡会
19	関係団体	さいたま市立特別支援学校校長代表
20	関係行政	埼玉県警察
21	関係行政	さいたま地方法務局
22	関係行政	さいたま人権擁護委員協議会
23	関係行政	さいたま市こころの健康センター
24	関係行政	さいたま市児童相談所
25	市職員	副市長
26	市職員	副教育長